

議員提出議案第3号

葛飾区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年2月16日

提出者	8番	木村秀子	28番	おりかさ明実
	29番	中江秀夫	31番	中村しんご
	32番	三小田准一		

葛飾区議会議長 筒井 たかひさ 殿

(提案理由)

精神障害者の福祉の増進を図るため、心身障害者福祉手当を支給する必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

葛飾区心身障害者福祉手当条例（昭和49年葛飾区条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第3号」を「第4号」に改める。

別表第1中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

3 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であって、精神障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める障害等級の1級であるもの

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。